

# SBC

# First Tax

エスビーシー・ファーストタックス

2016年(平成28年)

3月7日(月)

発行: 税理士法人 SBC パートナース  
大阪市北区太融寺町3番24号  
日本生命梅田第二ビル3階

## SBC Seminar

### セミナー案内

『2016年税制改正速報版』  
～税制改正のポイントと社長・資産家を守る対策～

日 時: 2016年4月7日(木)  
8:00～9:00(開場7:45～)

講 師: 税理士法人 SBC パートナース  
税理士 衣川 匡之

対 象: 経営者・経営幹部・資産家

定 員: 5名(先着順)

参加費: 1名様 3,000円(税込)  
弊社顧問契約先 1,000円(税込)  
※当日会場にてお渡し下さい。

会 場: 税理士法人 SBC パートナース  
名古屋支店 会議室

お問合せ: 税理士法人 SBC パートナース  
Tel: 052-203-1112

(担当: 稲垣・野々部)

## 平成29年以降スイッチ OTC 薬控除を創設 医療費控除に換え、最高88,000円を所得控除

平成29年分の所得税から、セルフメディケーション(自主服薬)推進のためのスイッチ OTC 薬控除(医療費控除の特例)が創設される。

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチ OTC 医薬品の購入の対価を支払った場合、その年中に支払ったその対価の額(保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額を除く。)の合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(年間88,000円が限度)について、その年分の総所得金額等から控除することができる。

健康の維持増進及び疾病の予防への「一定の取り組み」とは、次の健診等又は予防接種(医師の関与があるものに限る。)をいうこととされる。

- ① 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断(事業主健診)
- ④ 健康診査

(いわゆる人間ドック等で、医療保険者が行うもの)

- ⑤ がん検診

「一定のスイッチ OTC 医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)をいうこととされる。

スイッチ OTC 医薬品とは、医師が発行する処方箋に基づいて薬剤師が調合してから受け取る処方薬に使用されていた医療用成分が、市販薬に転用されたもので、一般用医薬品では主に1類に分類され、薬剤師からの説明が必要となる。スイッチ OTC 薬の効き目の本体となる配合成分の主なもの、胃腸薬の「H2ブロッカー」、湿布など外用剤として筋肉痛・関節痛薬などに用いられている「インドメタシン」、かぜ薬にも配合されている解熱鎮痛剤成分の「イブプロフェン」などがあげられる。

なお、この特例は、現行の医療費控除との選択適用となる。

## Scope

### 医療費控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費の額を支払った場合、その年中に支払った額が10万円(その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%)を超えていれば、その超える部分の金額(年間200万円を限度)が総所得金額等から控除することができます。医療費の額には、診察代や薬代だけでなく、入院中の食事代や差額ベッド代、付添人も含めた通院費(交通費)なども含まれます。

【注意】当記事に記載されている情報に万が一誤りがあった場合、または当記事を利用することにより生じた損失や損害などについては、いかなる場合も一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。